

まち連だより



2016年
9・10・11月号

地盤安全率の計算結果は“安全となるよう操作されていた”事が明らかに ～大津市専門家を原告側弁護士が徹底追及～

幸福の科学学園関西校の校舎棟・寄宿舎棟の除去・使用停止等の義務付けを求める訴訟は、2016年9月26日と10月13日に証人・原告尋問を迎えました。この尋問は、裁判所が双方の主張について判決に大きく関わる論点を直接確認する目的で行われました。特に地盤安全性の論点では、大津市が主張の砦とした意見書を書いた専門家に対して直接質疑できる場が得られたため注目されていましたが、結果は望む結果からの逆算を意図したために根拠に乏しい前提で地盤安全率の計算がなされていたことが明らかとなりました。公判の最後では、12月22日の公判で結審し、2016年度中に判決が下される事が決まりました。

[大津地裁での証人尋問の概要]

日時	証人	内容
9/26	住民側証人 土木専門家 2名	学園用地の地盤安全性について
	大津市証人・土木専門家 1名	学園用地の地盤安全性について
10/13	住民側証人 地元の建築分野の専門家1名	学園用地の危険兆候、 開発許可基準について
	原告住民代表 1名	訴訟経過と地盤安全性について

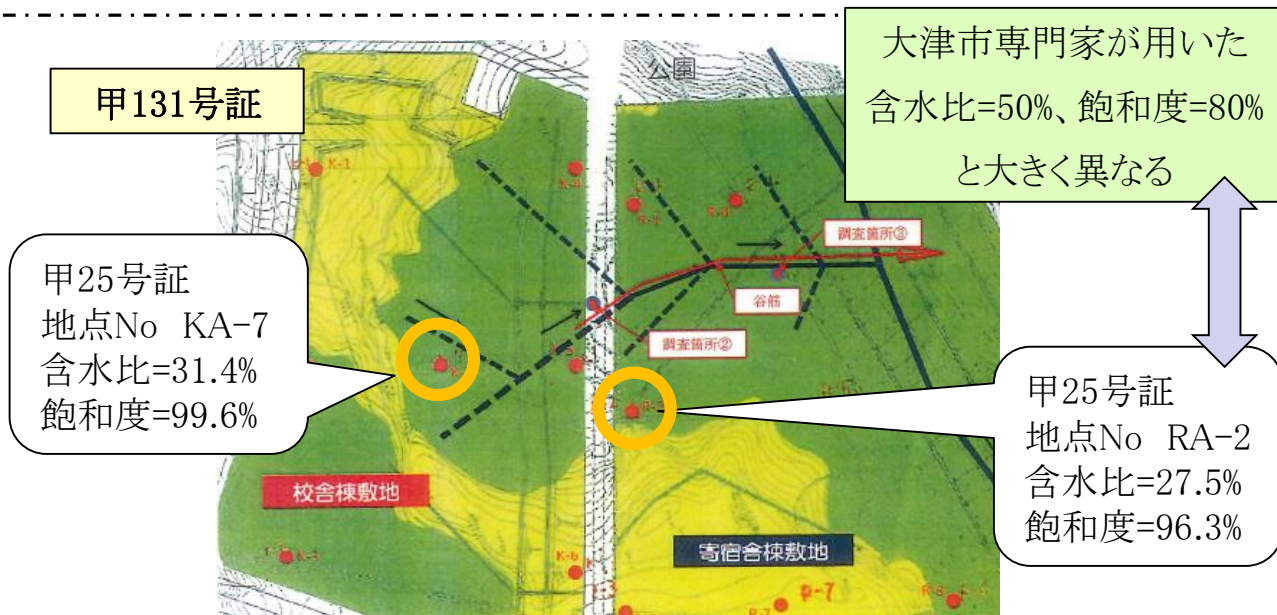
大津市は、以前の公判で自ら行った学園用地への大規模盛土調査の結果について「間違っている」と主張し、専門家意見書で算出された『1.437』という安全率こそが、正しいと主張していました。尋問では、専門家意見書の計算での矛盾点として、計算に用いた場所とパラメータについて詳細に追及がなされました。

論点①：測量を行った現地データが存在するのに、あえて計算に使わない事で意見書の計算安全率が高まっているという疑問について

住民側弁護士：地盤安全率の計算で、大津市の専門家が含水比=50%、飽和度=80%で計算しているのは、現地で供試体(土のサンプル)が取れているにも関わらず、結果的に測定結果を捨てている点で合理的ではない。なぜ？

大津市側専門家：理由は、取れたサンプル数が少ないため。粘土が多い土を崩して締固めているから、粘土部分や崩れた柔らかい部分が間に入っている。サンプルが採りにくい。

住民側弁護士：その割には、あなたは全く現況に合わない(現地測定点から離れた地点の)データを持ち込んで計算を始めているが…(捨てた地点のデータは考慮せずに計算されている)その理由が、理解できない。



論点②：大津市専門家が地盤安全率の計算で用いたパラメータが現地の現況と合わない点について

現地調査で判明した含水比・飽和度の土質パラメータ(上図)は、地盤安全率の計算で、より危険な結果が出る値を示していました。それらを選定しなかった理由について問うと、大津市専門家は”経験”を前面に出した曖昧な答えに終始しました。

大津市側専門家：私が想定、こういうほうがいだろうというのをエンジニアリングジャッジメントで採用している… (中略) … ちょっと重たくしようと思っただけです、安全側になるように。(調書47-48頁より)

現実、ちゃんと安定して(地盤が)持っているという斜面の説明が全くできません。計算結果が、今にも壊れてもおかしくないという計算結果になってるんで、私はそんな計算結果をととても信用する気になれない(調書54頁より)

このような答弁を通じて、大津市の意見書は専門家の主観が多分に盛りこまれた”望む結論ありき”である事が浮き彫りになり、傍聴席からは、ため息が漏れました。

2日間に渡った証人尋問では、住民側の土木専門家、地元・仰木の里の建築分野の専門家も証言を行いました。内容は以下のような地盤と開発基準に関する内容でした。

学園斜面での「はらみ出し現象」を指摘。 「建築士として、大津市の指導を何度も受けたが 2.0mなんて開発基準は、一度も聞いたことがない」

原告(住民)側
建築分野の
専門家尋問

論点：学園用地の危険兆候と開発基準について

・ 学園法面の湧水について
毎月定点観測を行っているが、斜面の湿潤状態は日常的に続いている。学園設置後も湧水や排水溝の割れは広がっている。

・ “はらみだし”現象について

大津市専門家の作成図面より、盛り土の完成当初との比較で傾斜が5度近く上がっていることが分かった。これは、“はらみだし”現象が発生していると思われる。これは、地下水が斜面に圧力を掛けているという危険な状態を示す証拠と考える。

・ 開発許可基準について

大津市が公表している開発許可基準では「50cmの切土・盛土で“開発該当”」となる。自身の業務では、大津市よりそのような指導を何度も受けてきた。学園の事案だけ、なぜ別の基準が持ち出されて開発非該当となるのか、全く理解できない。

住民側専門家「“安全側の原則”で設計すべき」 「地盤の是正には非常に大規模な安全対策が必要」

住民側
土木専門家
(A先生) 尋問

論点：学園用地の地盤安全性について

・ 地盤安全率の計算方法は多々存在するが、住民側が計算に用いた太田榎田モデルは、国交省ガイドラインに沿った手法。大津市は計算手法が失当と言うが、そうではないといえる。

・ 住民側専門家の地盤安全率の計算結果が、当初非公開だった大津市の大規模盛土調査の結果と近似値を示した。この事は『合理的な範囲でのデータの選択において違う計算をしても、同じ判定になった』という事を意味している。

・ “安全側の原則”に則して、地盤が安全かどうかを検討しなければならない。つまり、大津市側の設定する「どんな雨が降っても地下水位が少しも上がらない」という設定などではなく複合的に考慮して検討すべき。

住民側
土木専門家
(B先生) 尋問



論点：学園用地と排水是正について

- ・ 学園用地の調査結果によると、盛り土材にビニール片が混在していることが判明している。それは、一般的な盛り土において、許されることではない。
- ・ 図面において学園用地は当初「残土処分地」であり、仰木の里一帯の開発の際の仮置き場だったことから、締固めが不十分なままであると推察される。
- ・ 現在の開発不良の状態から支持力があるように学園の法面や排水設備を整備・是正することは非常に困難。建物を使いながらの工事では危ない。

尋問の最後には、原告代表による陳述が行われました。裁判官には、大規模盛土調査結果に対する懸念と、大津市専門家意見書に対する意見が伝えられました。

住民代表「大津市専門家の意見書は信用できない」 「安全という主張の根拠は完全に無くなってしまった」

原告住民
代表による
意見陳述



- ・ 裁判所の訴訟指揮で公開された大規模盛土調査の結果と原告提出の地盤安全率とが近似だった。どちらも非常に悪い値。更に危機感を持っている
- ・ 長い裁判の中で、現地調査の結果を知らずながら住民が提出した安全率が間違っていると主張し、裁判を長引かせてきた大津市の態度は信じられない。
- ・ 大津市の専門家は尋問で、専門家とは思えない論理的でない答弁に終始した。現地で取れている地盤サンプルデータを使わずに計算した理由を「こんなサンプルを使ったら危険な値が出るからよう使わん」と、結果ありきで言っていて驚いた。

建築裁判日程のお知らせ

(日程)

第17回 2016年11月28日(月)11時00分

第18回 2016年12月22日(木)14時00分

(場所) 大津地方裁判所

顧問弁護団による法律相談

京都第一法律事務所：

弁護士 飯田 昭、寺本 憲治、電話 0120-454-489

渡辺・玉村法律事務所：

弁護士 玉村 匡、竹中由佳理、電話 075-223-6161

けやき法律事務所：弁護士 浅井 亮、電話 075-211-4643

古家野法律事務所：弁護士 東岡 由希子、電話 075-223-2788



日時：2016年12月11日(日) 14:00-16:00

会場：仰木の里支所2階 会議室

内容：学園建築裁判の報告と見直し

★仰木の里学区外にお住いの方のご来場はご遠慮願います。